平成 28 年度 いじめ防止基本方針

平成28年4月1日 熊谷市立富士見中学校

《目次》

熊谷教育の指針

- 〇幡羅高等小学校の教育に学ぶ
- 〇「熊谷の子どもたちは、これができます!『4つの実践』と『3減運動』
 - ~ 熊谷教育のアクセルとブレーキ ~
- 〇生徒指導心得 ~ 「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを! ~
- 第1 いじめ防止等についての基本的な考え方
 - 1 策定の目的
 - 2 いじめの定義
 - 3 いじめ防止等のための対策の基本理念

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

- 1 いじめ防止等のために本校が実施する施策
- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) いじめの防止等の対策のための組織の設置
 - ア組織の設置等
- (3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置
 - ア いじめの未然防止
 - イ いじめの早期発見
 - ウ いじめに対する措置
- 2 重大事態への対処
- (1) 重大事態の発生と調査
- (2) 事実関係を明確にするための対応
- (3) その他留意事項
- (4) 調査結果の提供及び報告
- (5) 再調査及び結果を踏まえた措置

第3 基本方針の取組の検証・見直し

〇資料

Oはじめに

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。また、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

熊谷市立富士見中学校では、これまでもいじめは決して許されない行為であるととも に、どの生徒にも、どのクラスでも、どの部活動でも起こりうるものであることを十分認 識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)の施行を受けて、熊谷市立富士見中学校では、改めて、生徒の尊厳を保持するため、学校・家庭・地域その他の関係者との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針をここにまとめ、策定する。

熊谷教育の指針

〇幡羅高等小学校の教育に学ぶ

本市には、教育の原点ともいうべき、「幡羅高等小学校」の保護者宛の通知(明治31年)、今で言えば「学校だより」に当たる「家庭心得」が残されている。明治のこの時代から、学校・家庭・地域の連携協力によって、同一歩調で進もうといていたわけで、約100年後の現在においても、決して変わるものではなく、「家庭の教え」「学校の教え」「世間の教え」のそれぞれが機能し、

関りあい、支えあっていかなければ、芽を出すことも、花を咲かせることも、実を結ばせることもおぼつかなくなる。まさに「不易」のことである。

先達に学び、変えなければならないことと変えてはならないことを見極め、学校と家庭と地域社会とがそれぞれの役割を果たせることを基盤として義務教育の充実を図るとともに、各年代層の市民に対して適切な生涯学習の場を提供できる事業を積極的に推進している。

相ばるきしは ま 同 校庭 方 す ののの諺 世 向 家程庭に 互 教 教 教 間 1) の と之は有 相に でで で 実 花 芽 力 進 風みを ががをの 候 小協に べ 成 咲 出 道

家庭心得」

〇「熊谷の子どもたちは、これができます!『4つの実践』と『3減運動』

~ 熊谷教育のアクセルとブレーキ ~

本市では、一般的な学力調査によって測定できる、いわゆる「知力」だけを学力とはとらえていなくて、思いやりの心などの「徳力」や、投力や走力などの「体力」も広い意味での学力であり、まさに「知・徳・体」のバランスの取れた力のことである。

これらの力を育成するための土台として、本市では「熊谷教育のアクセルとブレーキ」として、

「熊谷の子どもたちは、これができます! 『4つの実践』と『3減運動』」に大人が 手本となり、学校・家庭・地域が一体となって積極的に取り組んでいる。

「学力」の基盤となる基本的な生活習慣の確立については、家庭教育にその芽があり、とりわけ、朝食の摂取にあると言える。朝食をしっかり食べるためには、晩に早く寝なければならないし、朝も早く起きなければならない。全国学力・学習状況調査等の結果からも、朝ごはんをしっかり食べることと学力との相関関係について広く実証されている。



〇生徒指導心得

~ 「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを! ~

本市では、毎年、生徒指導対応マニュアル等、校内生徒指導体制の見直しを図っている。中でも

平成19年1月に「いじめの定義」が変わったことを受け、「いじめ緊急対策マニュアル」を再確認した。さらに、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」の公布により、学校では、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定が義務付けられた。このことを受け、いじめの防止やいじめが発生してからの対応では、特に初期対応として、「緊急職員会議」をすぐに開ける対策がとられている等を改めて確認した。いじめに限らないが、常に「事あれば、先生方はすぐに動いてくれる」という安心感を与えることが、何よりも大切なことである。

児童生徒を指導するときは、「是々非々」で行うことが極めて重要であり、あるときは「すずめの学校」の先生のように、ある時は「めだかの学校」の先生のように、児童生徒の中にとけ込んだり、一歩離れて毅然と対応したりと、バランスよく感性豊かに、そして意図的に教育するのが私たちプロの教師としての仕事である。

すずめの学校 作詞:清水かつら

作曲:弘田龍太郎

ちいちいぱっぱ ちいぱっぱ

すずめの学校の先生は

むちをふりふり ちいぱっぱ

生徒のすずめは 輪になって

お口をそろえて ちいぱっぱ

まだまだいけない ちいぱっぱ

もいちどいっしょに ちいぱっぱ

ちいちいぱっぱ ちいぱっぱ

めだかの学校 作詞:茶木 滋

作曲:中田 喜直

めだかの学校は 川のなか

そっとのぞいて 見てごらん

そっとのぞいて 見てごらん

みんなでおゆうぎ しているよ

めだかの学校の めだかたち

だれが生徒か 先生か

だれが生徒か 先生か

みんなでげんきに あそんでる

本市では、次の4つを「生徒指導心得」とし、いじめの防止、早期発見、いじめの対処、連携(家庭・地域・関係機関)に努めている。

(1) 誰にもわかる授業をし、確かな学力をつけます。(専門職としての誇り)

教師は教えるプロであり、「素人にもわかる授業」をしなければならない。しかし、「素人にもできる授業」ではいけないのである。広辞苑の「教育」の定義には、「人間に他から意図を持って働きかけ、望ましい姿に変化させ・・・」とある。どんなに一生懸命働きかけても、教えても、活動させても、児童生徒が望ましい姿に変化しなければ「教育」とは言えない。「わからない」という姿から「わかる」という望ましい姿に、「できない」という姿から「できる」という望ましい姿に変化させてはじめて、教育が成り立つということである。教師は、児童生徒に確かな学力をつけて、はじめてプロ、専門職といわれるのである。

(2) 徹底して「かまって」あげます。(健全育成の基本)

「かまう」(構う)という言葉を広辞苑で引くと、「係わる・関係する・世話をやく・もてなす・気をつかう」とある。マザーテレサの言葉に「愛の反対は、憎しみではなく、無関心である」とあるように、存在感や立場を全否定してしまう「無関心」であってはいけない。生徒指導で一番大切なことは、「かまってあげる」ことである。

(3) いざというとき、全員で動きます。(組織への信頼)

例えば、いじめが発見されたらまず「緊急職員会議」を行うことが何よりも重要である。 授業中であろうと給食中であろうと、緊急に開くことに意味がある。まず全教職員が知るこ とが大切であると同時に、子供たちに「何が起きたのだろう?」と緊急事態発生を知らせる ことで、被害の子供はもちろん、加害の子供やその周辺にいた子供、ひいては保護者たちに も、「何か起きたら、大事な授業も中止して全員で緊急事態に対応してくれる」という安心感を与えることになる。細かな事実を確認するのは、その後でもできる。けがをしたらまず応急措置として、止血することと同じである。いじめはそのけがの大きさは見えにくいので、まずは、安心感を与えることで、先生や学校という組織への信頼感が高まり、学校が子供や保護者にとって相談しやすい場となる。しかし、初期段階での対応でボタンを掛け違えると、解決にも時間がかかり、信頼とは反対の不信感をもたれてしまう。学校は、子供からの訴えや保護者からの相談には、誠意を持って真摯にそして迅速に対応することが何より重要である。

(4) 一秒でも早くプロの手へ渡します。 (関係機関との連携)

学校は、ある意味、社会と同じようになっていなければならない。「学校は社会の縮図、 社会で許されないことは学校でも許されない」ということを子供や保護者に伝えておき、これでもか、これでもか、とかまってあげても、子供の行為が学校の範疇や限界を超えるような場合は、迷わずプロに任せる。逃げではなく、子供のことを考え、「子供たちにとって何がベターなのか」を判断基準に決断した結果、この道のプロである警察等に任せるのである。

かまつて音頭 作詞:つかこうへい 作曲:中村弘明 歌:大竹しのぶ

あぁ- かまって かまって かまって かまって パパ ママかまって ボクにかまって みんなでかまって まいにちかまって かまって かまって かまってくれなきゃ やーあだ 新しい赤ちゃんがうまれて ママは赤ちゃんのおっぱいやおしめの世話で ボクをほったらかし・・・ どうせボクは きらわれてんだ 泣いちゃうから シクシクシク すねちゃうから ツンツンツン だから 一日中かまって かまって べタベタさせて かまって かまって いっぱい かまって 甘えん坊と言わないで あぁ- かまって かまって かまって くれなきゃ グレちゃうぞ

あぁ- かまって かまって かまって かまって 朝晩 かまって たくさん かまって いつでもかまって もーとかまってかまって かまって かまって かまってくれなきゃ やーあだ パパがよっぱらってかえってきて ママはお薬をだしたり お水を飲ませたり ボクをほったらかし・・・ どうせボクは きらわれてんだ 泣いちゃうから シクシクシク すねちゃうから ツンツンツン だから 一日中かまって かまって ゴロニャンさせて かまって かまって いっぱい かまって こどものまんまで いたいから あぁ- かまって かまって かまって くれなきゃ グレちゃうぞ

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

※国のいじめ防止基本指針

(いじめの防止等の対策に関する基本理念)

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの 防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である ことについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

1 策定の目的

本校におけるいじめの根絶に向けて、生徒の尊厳を保持するとともに、学校、家庭、地域、その他の関係機関の連携のもと、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、本校におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処の基本的な方針を示すものとして、熊谷市立富士見中学校いじめ防止基本方針を定める。

なお、策定に当たっては、熊谷市いじめ防止基本方針を参酌し、さらに、本校の実情を踏まえたものとする。

2 いじめの定義

【これまでのいじめの定義】

- ① 自分より弱い者に対して一方的に、
- ② 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
- ③ 相手が深刻な苦痛を感じている 起こった場所は、学校内外を問わない

【新しいいじめの定義(H19.1)】

- ① 一定の人間関係にある者から、
- ② 心理的、物理的な攻撃を受けたこと
- ③ 精神的な苦痛を感じている 、起こった場所は、学校内外を問わない

【いじめ防止対策推進法 総則 いじめの定義(H25.6)】

- ① 一定の人的関係にある者から
- ② 心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)を受け
- ③ 心身の苦痛を感じている

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、学校、家庭、地域、その他の関係機関との連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

いじめは全ての子供に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、 学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。

いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての子供がいじめの問題に関して理解を深められるよう、互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。

いじめは決して許されないことであるが、どの学校でも、どの子供にも起こり得ることから、いじめが子供達の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために本校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、 当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は、国や県、熊谷市の基本方針を参酌し、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という)とし、いじめの防止等のため、「学校基本方針」に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。「学校基本方針」には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めるとともに、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

また、学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から学校評議員や保護者等地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針 策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効となる。

本校では、基本方針を策定した後、速やかに職員で共有するとともに、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止対策推進法

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校では、日頃から生徒指導委員会やさわやか方針会議等において、ほほえみ相談員や地域教育相談員等が参加し、児童生徒の情報を共有するとともに個に応じた指導・支援を行っている。組織として対応することは、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、「学校いじめ防止対策委員会」を置くものとする。また、教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

(ア) 組織の設置等

本校は、次の組織を設置し、実効的にいじめ防止等のための対策を行う。

○いじめ問題専門委員会・・・随時

(管理職+主幹+生徒指導主任+学年主任+学年生徒指導担当+教育相談主任 +部活動担当+養護教諭+特別支援コーディネーター+ほほえみ相談員+学校評議員 +スクールカウンセラー)

- ○生徒指小導委員会・・・毎週火曜日(管理職+生徒指導主任+学年生徒指導担当 +特別支援コーデイネーター+養護教諭)
- ○さわやか方針会議・・・毎週水曜日(管理職+教育相談主任+学年教育相談担当 +特別支援コーデイネーター+養護教諭+ほほえみ相談員+地域教育相談員)
- ○学年主任会・・・・・毎週木曜日 (管理職+主幹+学年主任)

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

ア いじめの未然防止

いじめはどのクラスでも、部活動にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

- ①「わかる授業」の実施。
- ②未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- ③規律正しく授業や行事に主体的に参加・活躍できるような態度を養う。
- ④集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ⑤教職員の言動が、生徒を傷つけたりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑥「いじめ対応マニュアル」「彩の国生徒指導ハンドブック『 NewI's 』」を参考、活用する。

イ いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知することに取り組む。

- ①日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。
- ②生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。
- ③アンケート調査や教育相談を計画的に実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。 ※月1回のいじめアンケートの実施

- ④生徒に対し、誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させる。
- ⑤「いじめ対応マニュアル」「彩の国 生徒指導ハンドブック『 NewI's 』」を参考、活用する。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むこ とがないよう、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては当該生徒 の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

- ①対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図る。
- ②「彩の国 生徒指導ハンドブック『 NewI's 』」を参考、活用する。
- ③いじめ対応マニュアルを活用する。
- ④各月の教育委員会への報告を活用し、いじめの認知、対応を行う。
- ⑤必要に応じて、熊谷市教育委員会に指導、助言を仰ぐ。

2 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」 という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の 設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に 係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ー いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認 めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い があると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじ めを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適 切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査 及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の発生と調査

重大事態とは・・・

- 児童生徒が自殺を企図した場合 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

※ 年間30日以上の欠席などの欠席状況にいたった場合

上記目安に関わらず、児童生徒等の状況等、個々のケースを十分把握し、迅速に調査を開始する。

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点 で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事 態が発生したものとして報告・調査等を行う。学校並びに「いじめ問題専門委員会」では、事実を 明らかにすること及び同種の大事態の発生を防止するために、速やかにアンケートや聞き取りなど 適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。

- (2) 事実関係を明確にするための対応
- ア いじめられた児童生徒等からの聞き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒等から十分に聴き取るとともに、在籍する児童生徒等や教職員に対す る質問紙調査や聴き取り調査等を行う。その際、いじめられた児童生徒等を守ることを最優先 とし、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復 帰の支援や学習支援等をする。

イ いじめられた児童生徒等からの聞き取りが不可能な場合

当該児童生徒等の入院や死亡など、いじめられた児童生徒等からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査する。調査方法としては、在籍する児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(3) その他留意事項

児童生徒等の自殺という事態が起こった場合、学校又は教育委員会は、事実関係を明らかにし、その後の自殺の再発防止の観点から、背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒等の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮し、以下の点に留意しながら行う。

- ア 遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- イ 財国政及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ウ 遺族に対して、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提 案する。
- エ 遺族に対して、調査の目的、調査を行う組織、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の講評に関する方針などについて説明し、合意の上行う。
- オ 情報発信・報道対応については、亡くなった児童生徒等の尊厳の保持や連鎖(後追い)の可能性があることなどから、プライバシーへの配慮を含め、慎重に行う。

(4)調査結果の提供及び報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。また、学校及び教育委員会は、その結果を「熊谷市情報公開条例」や「情報公開に関する条例」に基づき、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に提供する。

(5) 再調査及び結果を踏まえた措置

学校は、該当児童生徒に対して複数の教職員で対応するなどの環境を整える。再調査の結果は、熊谷市議会に報告(市長)するとともに、当該児童生徒・保護者に適時、適切な説明をする。なお、個人のプライバシーには十分配慮する。

第3 基本方針の取組の検証・見直し

校長は、基本方針に定めるいじめ防止等の取組が機能しているか、検証し、必要に応じて見直す。

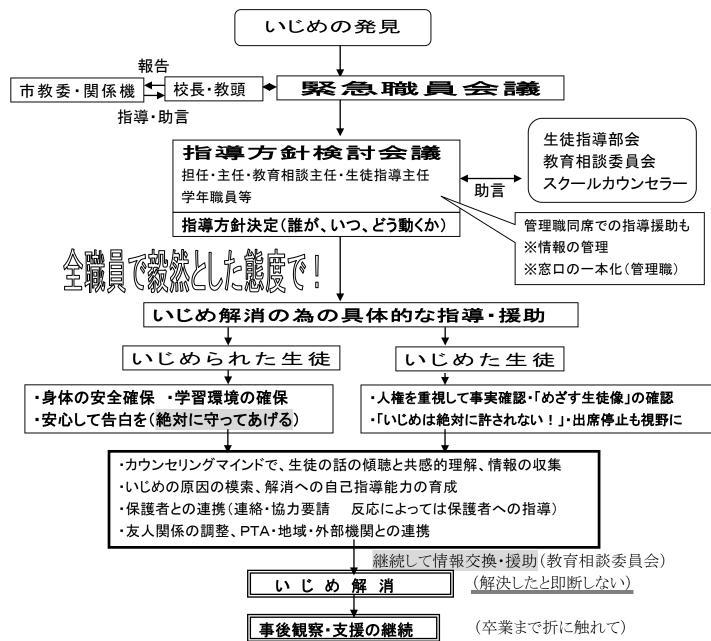
いじめ緊急対策

- ◎ いじめは人間として絶対に許されない
- ◎ 何があっても絶対に死んではいけない

【いじめ防止対策推進法 総則 いじめの定義(H25.6)】

- ① 一定の人的関係にある者から
- ② 心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)を受け
- ③ 心身の苦痛を感じている

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



生徒指導マニュアル(いじめ防止対策マニュアル)の活用・実践